

第1章 計画の基本事項

1-1 見直しの背景と目的

知立市では、2018年3月に今後10年間の知立市の環境政策の方向性を定める第2次知立市環境基本計画（以下、「現計画」）を策定し、この計画は「だれもが健康で豊かに暮らせる 環境のまち・知立」を将来環境像に掲げ、取り組みの方向性をとりまとめたものです。環境政策を全市的に推し進めるための基盤として、地球温暖化*対策に関する取り組みの強化を目指した地球温暖化対策実行計画*（区域施策編）や知立市生物多様性地域戦略*としての役割を持ち、持続的に全市で環境政策に取り組むための基盤となる仕組みづくりを積極的に実施してきました。

一方、地球全体の環境は、気候変動*の深刻化、生物多様性*の喪失など依然として悪化傾向であり、本市を取り巻く状況も大きく変化しています。環境基本計画策定時の2018年から比べても、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに目指すべき国際目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）*」は、いまや環境分野のみならず社会全体の共通目標として世界的な取組が進められています。また、国際的な議論の変遷として、2015年11月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」などが掲げられ、COP26にてパリ協定の実施指針（ルールブック）が完成しました。COP26以降、パリ協定は実施段階に入り、COP27では世界全体での気候変動対策の実施強化に焦点が当てられ、COP28ではパリ協定で掲げられた目標達成に向けて、世界全体の進捗状況を評価する枠組みが定められました。

日本国内においても、2020年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガス*の排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。こうした国の動きを受け、本市は2022年2月に2050年ゼロカーボンシティ*を表明し、2050年までに二酸化炭素量排出実質ゼロを目指し、市民、事業者、行政が一丸となって取組を進めています。削減目標の達成には、全ての社会経済活動での脱炭素化を実現し、持続可能な社会経済システムへの転換を進めるグリーントランスフォーメーション（GX）*の推進が不可欠です。GXの推進に向け、国の取組も変化しており、2022年5月、事業者による非化石エネルギーの導入拡大の取組を加速させることを目的に、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）が改正されました。一方で、迫りくる気候危機への対応として、温室効果ガス削減など気候変動の進行を抑える「緩和策」だけでなく、気候変動の影響に備える「適応策」も必要であり、環境と防災、健康など様々な分野が協力

して対応することが求められます。

以上のような社会情勢の変化への対応や計画の進捗状況を踏まえ、計画の中間年次にあたる2023年度に「第2次知立市環境基本計画（中間見直し版）」を策定します。なお、現計画の中間見直しに伴い、計画の一部として位置づけられている地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と知立市生物多様性地域戦略の内容についても中間見直しを行います。

1-2 計画の対象地域と目標年次

本計画の対象地域は知立市全域です。

目標年次は SDGs や日本の温室効果ガス排出量の削減目標等を踏まえて 2030 年度とします（計画期間 13 年）。

また、成果目標の比較対象となる基準年は統計データがそろい、かつ二酸化炭素排出量の削減目標の基準年である 2013 年度とします。

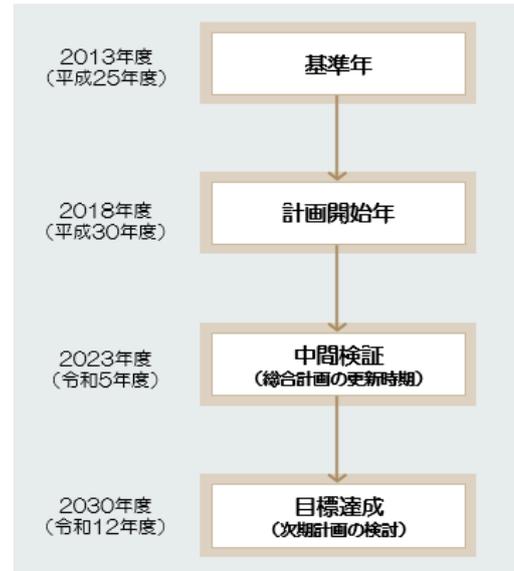


図 1-1 計画期間

1-3 計画の位置づけ

環境基本計画は 2007 年に施行された知立市環境基本条例第 8 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

環境関連法令および国や県の示す関連計画と整合を図り、本市の地域特性に基づく内容の補完を行います。また、第 6 次知立市総合計画の環境分野における補完・具体化を図るとともに、その他関連計画との連携を行うものです。

さらに、これまでは別々に計画されてきた知立市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、知立市生物多様性地域戦略を環境基本計画の一部として位置づけます。

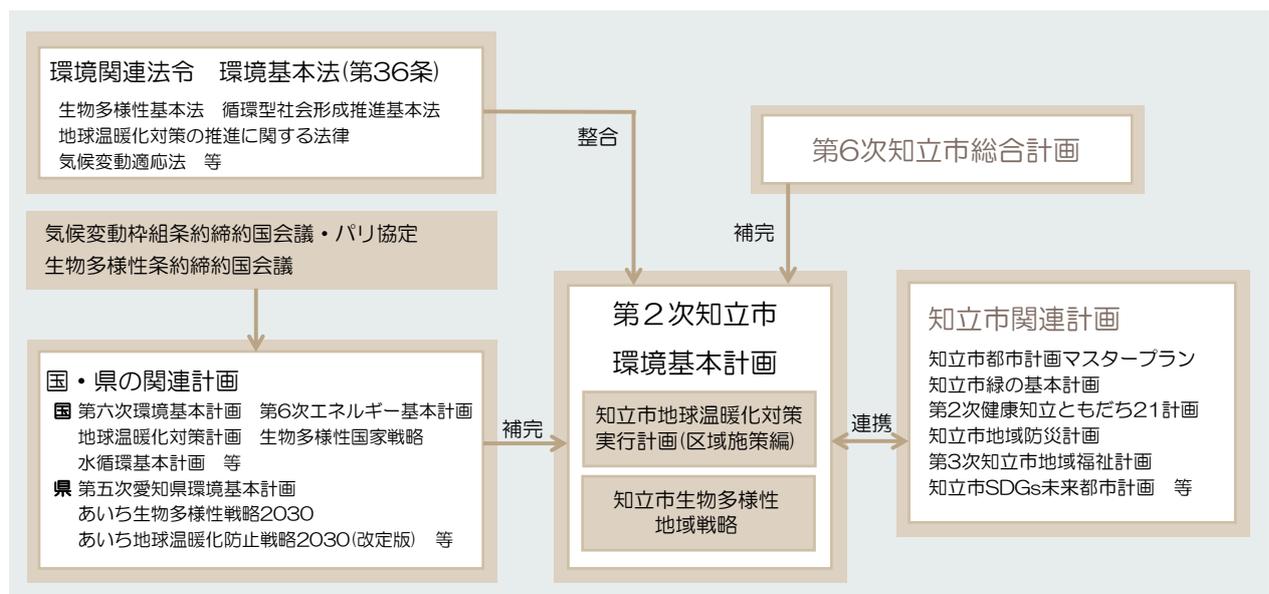


図 1-2 計画の位置づけ

1-4 計画の主体と役割

本計画の推進にあたっては、市民、事業者、市が連携・協働して取り組みます。
各主体の役割は知立市環境基本条例第4条から第6条に基づき、以下のとおりとします。

(1) 市民の役割

健康で文化的な生活を営むために、恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代へ継承されるよう、日常生活において環境について意識し、環境への負荷の低減に努めることを実践することが期待されます。また、環境の保全および創造に資する活動に参画するとともに、市が実施する環境施策に協力することが期待されます。

(2) 事業者の役割

事業活動を行うにあたって、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければなりません。また、事業活動にかかる製品等が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、事業活動において再生資源等を利用することが求められます。

また、市民同様に環境の保全および創造に資する活動に参画するとともに、市が実施する環境施策に協力することが期待されます。

(3) 市の役割

市民が健康で文化的な生活を営むために、恵み豊かな環境を確保するとともに、これが将来の世代へ継承されるよう、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定及び実施し、また、市民・事業者が協力できるよう支援することが求められます。また、自らの施策を実施するにあたって、環境負荷の低減に努めることが必要です。

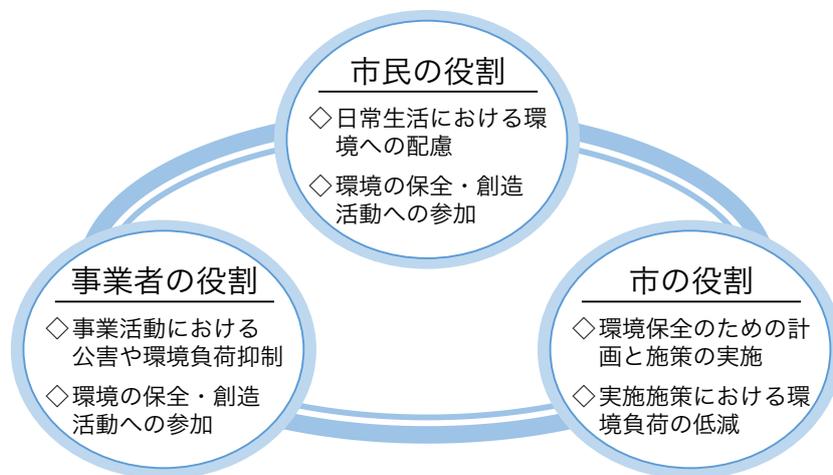


図 1-3 計画の主体と役割